

子ども会活動補助金のご案内



回覧後は、子ども会担当の方・小中学校地区代議員様に資料としてお渡しください。

子どもたちの「こんなことがしたい！」を応援します

たとえば……

- ☞ 地域の人に昔の遊びを教えてもらうときのお礼に
- ☞ 自分たちの地域のごみマップや安全マップを作るための画用紙、マジック、絵の具代に
- ☞ ボランティア活動のときのごみ袋代に
- ☞ 地域の人に見てもらう「子ども会新聞」のコピー代に
- ☞ 「子ども会でどんなことをしたいか」と子どもたちが話しあいをするときの会場代、文房具代、お茶代に
- ☞ ふだんはできないスポーツ、野外活動、体験活動に

1. 補助を受けられる対象は？

自治会等で結成された子ども会です。近くの子ども会と一緒にOK。対象は0歳～18歳です。

2. どのような補助を受けることができるの？

次の表にある、講師謝金や材料費、食糧費、施設入場料、保険料などです。ただし、項目によっては「いくらまで」と限度が決まっているものもあります。また、活動のための費用でも、何年も使用できる備品を買うためのお金、交通費、宿泊費などは対象になりません。

(詳細は中面2, 3ページをご覧ください)

補助額は、最大で2万円程度。(申請団体の数、実施回数等によって変わります)



項目	使いみちの例
指導者・ 講師謝金	<p>何か教えてもらうときのお礼に</p> <p>1回の活動で、教えてもらう人1人につき5,000円まで</p> <p>☞ 教えてもらう人は、何かの資格がなくてもかまいません。</p> <p>☞ 地元の「〇〇の得意な人」に教えてもらって交流しましょう。</p> <p>☞ 地元の人に材料などの準備をしてもらうことがあると思います。「お礼はいいよ」と言われても、「材料代です」と言って受け取ってもらってもよいです。このとき、必ず領収書をもらってください。</p>
消耗品・ 材料費	<p>紙、電池、画用紙、マジック、絵の具、おりがみ、花火、ごみ袋、料理教室の食材やものづくり体験の材料を買うときに</p> <p>☞ <u>対象にならないもの</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・そのまま配るだけの商品や組み立てるだけの製品を買う ・図書カードなどの記念品を買う ・イベントの屋台やゲームコーナーにかかるお金、イベントにお店を出すためのお金
印刷 製本費	<p>例えば「子ども会新聞」を作るときのコピー代に</p> <p>☞ 新聞を地域の人でコピーしてもらったときも、お店でコピーしたときと同じくらいのお金を払ってください。このときも、必ず領収書をもらってください。</p> <p>☞ 子ども会会員<u>だけ</u>に配る写真のプリント代は対象になりません。</p>
食糧費	<p>諸活動・話しあいをするときの<u>飲みもの</u>を買うときに</p> <p>☞ 1回の活動・話しあいで、1人あたり160円ぐらいにしてください。</p> <p>☞ 大きなボトルなどを購入した場合は、160円×人数を超えない金額にする。</p> <p>☞ 個別におやつセットを配布、ごはんの費用は対象になりません。</p>
通信 運搬費	<p>とんどさんに使う竹などの大きなものを車で運んでもらうときに</p> <p>☞ 地域の人にトラックを借りて運んでもらったときはお礼をしましょう。このときも、必ず領収書をもらってください。</p> <p>☞ 人が移動するために車を借りるお金は対象になりません。</p>

項目	使いみちの例
保険料	活動のために「スポーツ安全保険」に加入するときに <u>子ども 1 人につき 1 年間で 800 円まで</u>
会場等 使用料・ 借上料	とんどさんやラジオ体操の会場を借りるときのお礼に イベントでテントやコンロを借りるときに ☞バス代、電車代、マイクロバスを借りるときのお金は対象になりません。
施設 入場料	博物館、水族館、映画館、ボウリング場、スケート場に行くときに <u>子ども 1 人につき 1 年間で 1,000 円まで</u> ☞施設での飲みものやごはん代は対象になりません。 ☞体験工房のような作ったものを持ち帰るような施設や果物狩りなどの場合は、できるだけ参加する子どもから負担金を集めてください。

3. 補助を受けたいときは

まず荘原地区青少年育成協議会に相談しましょう。

①相談

事前に活動の内容や参加する子どもの人数などを説明して、補助を受けられるかどうか相談してください。

②申請

補助を受けることになったら、説明にしたがって書類を提出してください。

③準備・活動

地域の人にお礼をしたときや買い物をしたときは、内容がわかるレシートや領収書（明細がきちんと書いてあるもの）をもらってください。

④報告

活動終了後、会計報告書を提出してください。

いつまでに申し込めばいいの？

原則 8 月末までの申し込みを受け付けます。

（申し込み期限を過ぎての申請についてはご相談ください。）

4. 補助の対象になる活動

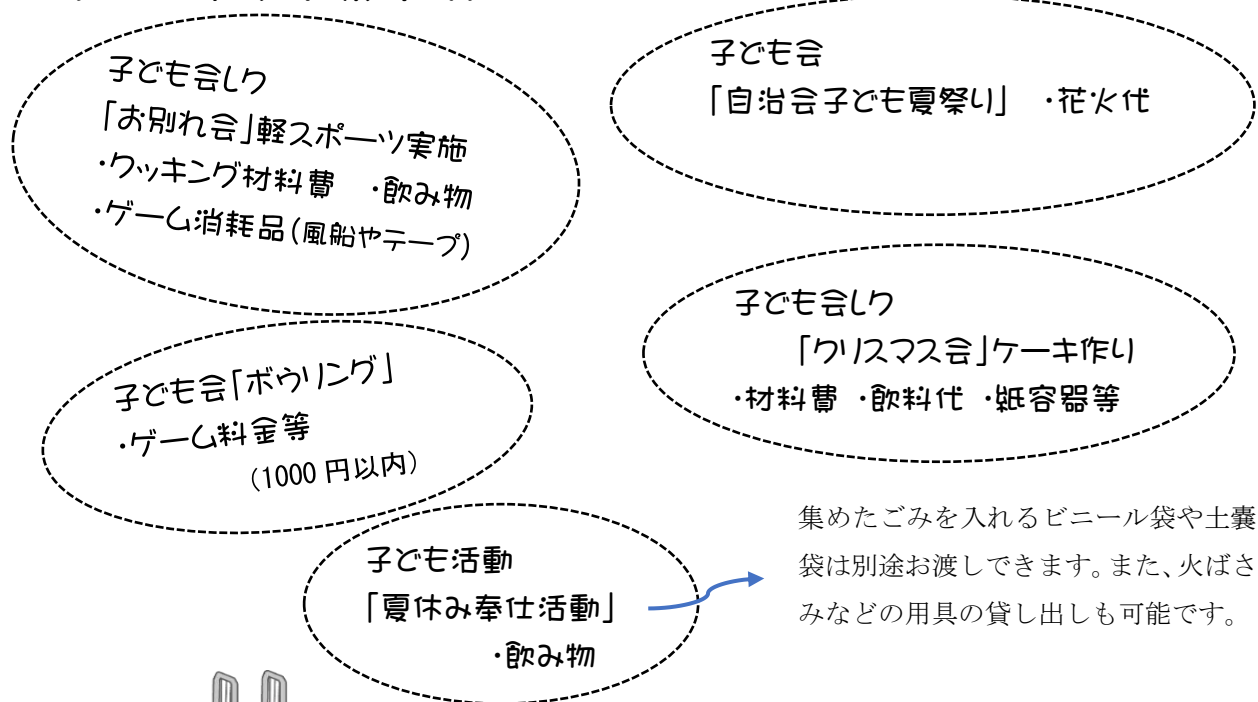
季節の行事、地域の行事、交流・レクリエーション、体験活動、ボランティア活動、野外・スポーツ活動、研究・学習活動、子ども会だよりの作成などが対象です。

- ・どんな活動をしたいか、できるだけ子どもたちが中心になって話しあいましょう。
- ・子どもたちが協力して活動できるよう、大人がアドバイスしましょう。
- ・なるべく小学校に上がる前のお子さんも活動にさそいましょう。
- ・地域の大人、高校生、中学生、小学生、小さなお子さんが交流できるよい機会にしましょう。

5. どのような活動をするか悩んだときは…

荘原地区青少年育成協議会や近くの町内の子ども会に相談してみましょう。

令和7年度事業申請例



～補助金のお申し込み、お問い合わせは～

荘原地区青少年育成協議会 事務局 担当：錦織

(荘原コミュニティセンター内)

TEL 72-4600 FAX 72-4602

Mail : shoubara-cc@local.city.izumo.shimane.jp